

クロロカーボン衛生協会通信

第10号

2009年10月

塩素系溶剤をお使いの皆様へ

協会通信第10号を配信します。

今月は、各種法律の改正情報、および塩素系溶剤の基礎知識テスト(その2)です。



1. 各種法律の改正情報

(1) 改正化管法(PRTR法)が21年10月1日から施行されました。

洗浄剤関連では1-ブロモプロパンが新たな規制対象になり、MSDSの配布が義務づけられます。また、PRTRデータの把握は22年度から行い、23年度から届出が必要となります。塩素系溶剤については、大きな変更はありませんが、物質の号番号が下記のように変更になりました。

ジクロロメタン(塩化メチレン) 145 186 トリクロロエチレン 211 281

テトラクロロエチレン 200 262

これら塩素系溶剤についても21年10月1日から号番号を変更したMSDSを配布する必要があります。ただし、これまでのMSDSを書き換えることなく、号番号等の新旧対照表を添付することでも対応可能です。また、既に現行MSDSを提供されている相手には、新旧対照表のみを通知することでも良いことになっています。なお、21年度分のPRTRの届出(平成22年6月30日までに届出)は、変更前の号番号で行いますのでご注意ください。

(2) 既設VOC排出施設の排出基準の適用猶予が、22年3月31日で終了します。

平成18年4月1日から施行されたVOC排出規制で、洗浄施設(乾燥施設を含む)においてVOCが空気に接する面の面積が5㎡以上のものは、排出基準値400ppmC^{注)}と定められていますが、平成18年4月1日時点で現に設置されている施設は、その適用について、猶予期間が認められていました。ただしその期間は3年間となり、22年3月31日で終了しますので、当該設備を有する事業者の方はご注意ください。

注) ppmCとは炭素換算の体積百分率。400ppmCは、塩化メチレンの場合は炭素数が1なので、そのまま400ppm(1512mg/m³)、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンは炭素数が2なので、2で割って200ppm(トリクロロエチレンは1092mg/m³、テトラクロロエチレンは1380mg/m³)となる。

(3) 土壌汚染対策法が改正され、22年4月1日から施行されます。

本件については、次号で詳細をお知らせする予定です。



(4) エネ法が改正され、22年4月1日から施行されます。

今回の改正により、これまでの工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者単位でのエネルギー管理に規制体系が変わります。従って、事業者全体(本社、工場、支店、営業所、店舗等)の1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1500キロリットル以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て(5月末日まで(平成22年度は7月末日まで))、特定事業者の指定を受けなければなりません。

例えば、エネルギー使用量800キロリットル/年の工場を2つ(本社工場と分工場)持っている事業者は、これまでは対象外でしたが、今後は対象となり、届け出と省エネの中長期計画者・定期報告書の提出が義務づけられます。

詳しくは、資源エネルギー庁のパンフレット <http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/panfu2.pdf> をご覧ください。

2. 塩素系溶剤の基礎知識テスト(2 取り扱いなど)

塩化メチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを取り扱ひまたは管理する人ならば、誰でも知っておかなければならない基礎知識です。問題は全部で5問。

(回答、解説は問題の最後にまとめて記載しています。)

問1. 塩化メチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの貯蔵タンクや防液堤について述べた次の文章のうち、適正なものはどれか。

貯蔵タンクを設置する場合、基礎をコンクリートにすれば、防液堤はなくてもよい。

貯蔵タンクの材質は、鉄でもよいがステンレス鋼が望ましい。

貯蔵タンクと使用施設の間は、できるだけ離れているほうがよい。

地下タンクは、スペース的に有効で、貯蔵施設として望ましい。

問2. 塩化メチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの容器(18 缶、ドラム缶)の保管について述べた次の文章のうち、誤っているものはどれか。

容器は、密栓して雨水や直射日光をさえぎる通風のよい冷所におくのが望ましい。

屋外に容器をおく場合は、シートカバーをかけるようにする。

蒸気が重いので、容器を低い所におくのはできるだけ避ける。

容器の保管場所は、月に一度点検を行えば十分である。



問3. 塩化メチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの使用について述べた文章のうち、次のどれが正しいか。

吸着した活性炭に水蒸気を送り込んで溶剤を回収する際には、水分離器の詰まり等に注意しなければならない。

水分離器により分離された水は、少量であれば処理を行わなくてもよい。

溶剤を使用した設備・基部等を洗浄した水は、河川に流してはいけないが、下水道に流すのはよい。

溜めます・水分離器等へ溶剤が漏出した場合、水が溜まっても臭気によって容易に発見できる。

問4. 塩化メチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含む排水の処理に使用する活性炭の、使用時の注意として、正しいものはどれか。

- 6ヶ月ごとに、十分に乾燥して使用を続ける。
- 1年ごとに、十分に乾燥して使用を続ける。
- 飽和状態になるのを防ぐため、適切な間隔で交換する。
- 6ヶ月ごとに、水道水で十分洗って、使用を続ける。

問5 . 塩化メチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含む廃棄物の貯蔵について述べた次の文章のうち、正しいのはどれか。

- 塩化メチレン等が蒸発しやすいように、容器の蓋を開け、なるべく減らすようにする。
- 他の廃棄物と分別し、容器に入れて密閉し、漏れに注意して保管する。
- 既に金属粉や他の廃溶剤が混入している廃棄物は、漏れないように密閉して保管する。
- 廃棄物からアルミニウム等の金属粉を除去し、他の廃溶剤と混合して保管する。

(正解と解説)

- 問1 クロロカーボンとは、通常の条件では鉄製の材質で長時間貯蔵できるが、アルミニウムおよびその合金は、腐食されることがあるので、使用してはいけません。また、水分の多い場合には、ステンレス鋼製の材質がよい。
- 問2 できるだけこまめに日常点検、定期点検を行う。
- 問3 吸着を停止した活性炭に水蒸気を送り込んでクロロカーボン等を脱着する際には、使用する水分離器の詰まりおよび水抜きに注意する。
- 問4 処理する排水中のクロロカーボン含有量により、活性炭の有効期間は変動するので、ある程度余裕を持って交換する。
- 問5 廃棄物中に金属の切り屑や粉末、水分等が存在すると、クロロカーボンは徐々に分解して金属容器を腐食する等、危険となるので、必ずろ過、沈降分離等により除去した後、容器に入れて密閉し保管する。

以上、クロロカーボン衛生協会通信 第10号 は、ご参考になったでしょうか？
内容等について、ご意見、お問い合わせ等がありましたら、下記協会までご連絡ください。



クロロカーボン衛生協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 8階

電話:(03)3297-0321 FAX:(03)3297-0316

URL:<http://www.jahcs.org/> E-mail:y-yamamoto@jahcs.org